平成２９年（フ）第４５４号
神奈川県南足柄市生駒254番地３
債務者　佐藤　　拓
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５３４号
神奈川県厚木市鳶尾５丁目13番14号　ブリスガーデン101、前住所神奈川県厚木市妻田東１丁目13番10号　ディオールさつき105
債務者　久田　慶子（旧姓齊田）
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５７３号
神奈川県伊勢原市石田699番地　スカイプラザ302号
債務者　髙橋かおる
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５７８号
神奈川県平塚市大島1027番地　サン・コーポラス大島２－104
債務者　吉田　春悦
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５５６号
千葉県柏市しいの木台４丁目22番地31　メゾンコンフォース203号
債務者　鈴木　りさ
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５９６号
千葉県松戸市新松戸７丁目564番地の１　ＶＩＬＬＡ　ＤＥＬ　ＳＯＬＥ新松戸103号
債務者　桑名　義人
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６３７号
千葉県松戸市野菊野５番地　野菊野団地５棟901号室
債務者　小岩　功一
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６４７号
千葉県松戸市和名ケ谷589番地の１　レオパレスイースト210号
債務者　白川　勝美
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６５６号
千葉県鎌ケ谷市道野辺本町２丁目18番20号（フォーブルＡ202）
債務者　佐々木江利子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７０６号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷２丁目３番85号　（おさらぎヒルズ203）
債務者　舘﨑　摩美（旧姓長澤）
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７０７号
千葉県松戸市北松戸３丁目８番地の17　ノース・ウイング102号
債務者　羽部　耕一
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７１９号
千葉県松戸市岩瀬631番地の５
債務者　齊藤　　栄
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７３４号
千葉県野田市中根169番地の５
債務者　久保　敏克
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７３９号
千葉県松戸市新松戸南１丁目483番地　グランベル新松戸201号
債務者　岩澤　恭子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５５５号
神奈川県平塚市徳延703番地　ハイツヒロ102号、前住所神奈川県平塚市代官町32番13―501号　コーラル湘南平塚
債務者　吉川　行夫
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５５６号
神奈川県平塚市徳延703番地　ハイツヒロ102号、前住所神奈川県平塚市代官町32番13―501号　コーラル湘南平塚
債務者　吉川　秀子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５６３号
神奈川県足柄上郡大井町金子1673番地１　藤沢ハイツ208、前住所神奈川県足柄上郡大井町上大井13番地13
債務者　箭子　健一
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部